

様式3

当初

工事執行機関 相双農林事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年 災		事 項	災害調査費	契 約	令和元年7月30日
工事番号	19-36260-0188	工 事 名	福島調査0108業務測量	着 工	
入札執行年月日	令和1年7月25日	発 注 種 別	地上測量	完 成	
審 議 番 号	公 所	本 庁			
路 線 ・ 河 川 名	相双地区			予 定 価 格	
工 事 箇 所 自	南相馬市原町区金沢地内 外			6,498,800	
	至				
工 事 概 要					

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落 札 額 (契 約 額)
900013020 福島県土地改良事業団体連合会	福島県福島市南中央3-36		
	(1) 5,700,000	(2)	
	(3)	(4)	6,270,000
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等委託の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備事業により整備した農道及び施設の台帳作成業務である。

農道台帳については、管理者である市町村が保管・更新を行うが、台帳記載延長が毎年度の地方交付税算定の基礎数値になることから、農林水産省通達により、その正確性を確保するため、市町村は県土地改良事業団体連合会に記載数値の点検・確認を受けることとされており、県土地改良事業団体連合会は、県内全ての農道台帳を管理している。当該団体は点検・確認した数値を全国土地改良事業団体連合会を通じて農林水産省に報告することになっている。このため、農道台帳の作成及び管理は、一貫した体制の下に統一的に実施する必要がある。

また、施設台帳作成業務は、事業で実施した土地改良施設について、土地改良区が適切に維持管理が行えるよう台帳を作成するもの。このため、当該地区のほ場整備事業計画内容や確定測量等のデータを熟知している必要があるほか、土地改良施設の維持管理に精通している必要がある。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」